お　知　ら　せ

「南島原市消費生活センター」が開設しました

平成23年6月1日、「南島原市消費生活センター」が開設しました。

消費生活トラブルで困ったとき、お気軽にご相談ください。

場所　南島原市役所西有家庁舎　1階

相談時間　平日8:30～17:00

電話番号　0957－82－3010

「長崎財務事務所」が移転しました

長崎財務事務所が6月20日（月）、長崎市昭和3丁目から万才町へ移転しました。

〒850－0033
長崎市万才町2－12　NTT－Com長崎万才ビル2階
電話　095－827－7095
FAX　095－811－7030

「消費生活専門相談員」の資格取得に挑戦してみませんか？ ～安心できる暮らしのために～

長崎県消費生活センターでは、「消費生活専門相談員」の資格をもった相談員が地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

「消費生活専門相談員」は消費生活センター等で消費生活相談に応じるために必要な一定水準以上の知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定する資格です。

資格認定試験は、毎年全国各地で行っており、年齢、性別、学歴等を問わずどなたでも受験できます。

受験申込期間	平成23年7月4日（月）～8月8日（月）必着
試験実施日	第1次試験　平成23年10月1日（土）
受験要領の入手方法	返信用封筒（長形3号の封筒に90円切手貼付、宛先明記）を同封のうえ、郵便にて下記宛までご請求ください。なお、受験要領は国民生活センターのHPからもダウンロードできます。（http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html）
問い合わせ先	〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22 独立行政法人　国民生活センター　資格制度室 TEL:03-3443-7855（直通）

消費生活に関するご相談・お問い合わせ及び商品テストについては

長崎県消費生活センター
（長崎県県民生活部食品安全・消費生活課）
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
TEL　095-824-0999
FAX 095-828-1014

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所
〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892
FAX 095-844-6608

編集・発行
長崎県消費生活センター
（長崎県県民生活部食品安全・消費生活課）
〒850-0057 長崎市大黒町3-1
長崎交通産業ビル４階
TEL 095-824-0999
ホームページ「ながさき消費生活館」
http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/

長崎県 No.308

くらしの情報

内容紹介

防ごう花火の事故

夏の風物詩「花火」。夜の闇に浮かび上がる可憐な花火は、大人も子供も手軽に楽しむことができます。一方で、花火による事故も毎年多数寄せられています。花火は楽しい半面、火や火薬を用いるため危険が伴います。取り扱いには注意が必要です。

こんな事故が起きています

- **手持ち花火**をしていたところ暴発し、近くにいた子供が首、手、足にやけどを負った。
- **打ち上げ花火**を点火したところ、逃げる間もなく爆発して左目にあたり、眼球が破裂して失明した。
- **ロケット花火**を地面に刺し込み打ち上げたところ、ロケットの頭部だけが飛んで子供の目に衝突。医師から失明の可能性があると言われた。
- 幼稚園でもらった花火セットの**吹き出し花火**。娘の花火に点火したら握っていた部分が爆発して右手をやけどした。
- **回転花火**を取扱説明書どおりに着火したら、火を噴きながら真横に飛び、妻が脇腹をやけどした。

事故を防ぐために

- 花火はもともと危険性をともなう遊びだということを念頭において遊ぶ。
- 花火のパッケージや本体に記載されている注意事項を守る。遊ぶ前に明るいところで商品をチェックし、説明書などをよく読んでおく。
  - ●点火にはマッチやライターを使わずローソクや線香を用いる
  - ●打ち上げ花火を絶対に覗き込んではいけない
  - ●変形しているものは異常燃焼などの危険があるので使用しない　　など
- 万が一事故にあったときは、すぐに専門医を受診する。
- 事故品などが残っていた場合は捨てずにとっておく。
- 子供が小さいうちは、必ず親などと一緒に遊ぶ。
- 浴衣や長いスカートなどを着ているときは、袖やすそに火が触れないよう気をつける。

出典：（独）国民生活センター「くらしの危険」より

国民生活センターから

アダルトサイトの請求画面がパソコンの画面に張り付いて取れない！

「アダルトサイトの請求画面がパソコンの画面に張り付いて取れない」という相談があとを絶ちません。

主な相談事例

○自ら検索したアダルトサイトに接続し、3つの質問にそれぞれ**「はい」**のボタンを押して次の画面に進んだら**「登録が完了した」「3日以内に70,000円入金するように」**とパソコンに請求画面が表示された。画面上部の×印を押して画面を閉じてもしばらくすると表示が現れたため、パソコンをシャットダウンして再起動しても70,000円の請求画面が再び出てくる。支払う気はないが、張り付き画面をとりたい。

○動画サイトで、無料動画を見ていたところ、いつの間にかアダルトサイトに接続された。アダルトサイトの確認画面では、年齢認証や業務用のパソコンかなどに答えたところ登録となりパソコンに12万円を支払うようにとの請求画面が表示された。請求画面を消そうとしても消えないがどうすればいいか。

アドバイス

- 安易に**「はい」「YES」「OK」**などをクリックしないこと。
- アダルトサイトの利用規約などの表示を十分に確認し、特に金額と利用期間を確認すること。
- セキュリティーソフト、ウイルス対策ソフトを導入し、ソフトを常に最新の状態に保つこと。
- 請求画面の張り付きを削除するには、情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。

→ **http://www.ipa.go.jp/**

sapo之助の一口解説

「食品の期限表示」

中国製冷凍餃子事件、食品の偽装表示問題などをきっかけに、消費者の食品の安心と安全性への関心が高まっています。食品表示は、消費者が賢い食品の選択をするために役立つ重要な情報源です。

食品の期限表示について

期限表示が必要な食品は、主に加工食品ですが、そのほか、事前に包装された生鮮食品の、さしみ類、食肉類、卵などです。食品の内容により「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

「消費期限」と「賞味期限」

消費期限：腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなる恐れがないと認められる期限を示す年月日をいいます。（例：弁当、惣菜、サンドイッチ、生鮮食品など）

賞味期限：期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。ただし、期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあります。（例：スナック菓子、ジュース等）

注　意

食品の期限表示は、**未開封で、定められた方法で保存した場合の期限です**。開封した場合は期限に関わらず早めに食べましょう。

また、期限表示はあくまで目安です。期限内の食品であっても保存方法によっては、品質が保持されていないものもありますので、実際に食べる場合は、**見た目や匂いを確認して**食べましょう

食品表示全般及び食品衛生等に関する相談・問い合わせ
食品110番（フリーダイヤル0120－492574）

特約変更で手術給付金がでない？

相談事例

10年前に契約した生存給付金付定期保険（特約の入院給付金は5日目から給付）を総合医療特約（入院1泊2日から給付）に1年半前に特約変更したが、最近、視力回復のために行ったレーシック（レーザー屈折矯正手術）の保険金が給付されなかった。特約変更前の保険については、3年前に保険会社のコールセンターでレーシックが給付対象であることを確認していたが、特約変更の契約時には何の説明もなく納得できない。

長崎市　30代　女性

センターの対応

その後、当該保険会社から経過と保険金が給付されないとの回答書が届きました。「特約変更のしおり－約款」を確認すると、特約変更により保障内容が変わる部分があるとして、一例として、「レーザー屈折矯正手術（レーシック）は支払い対象にならない」と明記されていました。弁護士は、約款は有効であるが、説明義務違反があったことについて契約時の詳しいいきさつを書面で通知するようにとの助言がありました。契約時に「特約変更のしおり－約款」は手渡されていないことや、レーシックが対象外であるとの説明があれば特約変更の契約はしていなかったなどの経過とともに、保険業法による重要事項の説明義務を果たしていないこと、消費者契約法の事実誤認による契約の取り消し、元の契約に戻し手術給付金5万円を支払うようにとの通知書送付を援助しました。

当該保険会社は、契約時に約款の交付がされていないことなどを認め、元の契約に戻し手術給付金を支払うと回答がありました。

消費者へのアドバイス

保険内容の変更手続きには、「*転換」以外に保険金額を増額、減額、特約の中途付加などいろいろあります。メリットばかりが強調されがちですが、デメリット部分を確認することが大切です。契約変更提案書、見積書を見て不明な点は説明を求め、「契約のしおり」や「約款」をよく見てからサイン、捺印しましょう。（クーリングオフはありません。）

本事例以外にも、「保険料が思った以上に高くなった」「これまで契約していた保険の保障が減ったり、無くなった」などの相談があります。中には特約が消滅する場合もありますので慎重に行いましょう。

＊転換とは、現在、契約している生命保険の積立部分や積立配当金などを下取り価格として利用し、新しい契約の一部に充てる方法です。保険料が高くなったり、予定利率が下がったりすることがあります。（クーリングオフが可能です。）